

は一ばりーの申請方法が変わります！！

WEB予約が可能に！！

空き状況をスマホ・PCでいつでも確認可能！

【重要】

- システム化に伴い、「ID登録」及び「本人確認」が必要になります。
ID登録はスマホ・PCですることができます。
ID登録後に港湾漁港課窓口にて本人確認が必要です。
確認後、WEB予約が可能になります。

※日程は下記の通りです

利用開始日 令和4年4月1日から
ID登録期間 令和4年3月15日から随時

- 令和4年4月1日以後の利用について、
利用日の14日前から使用料のお支払いが必要になります。
※公平性の観点から使用の有無にかかわらず使用料を頂きます。
(キャンセルの場合も含む。)

●登録の流れ

お手元のスマホ・PCにて登録

ID
登録

仮登録
完了
メール

本登録
完了

登録したメールアドレスに本登録のURLが届くのでクリックしてください

港湾漁港課
窓口で

本人確認

本人確認書類を
ご持参ください

WEB予約利用スタート

WEB
予約可能

申請や抽選申込みが
可能になります

詳しくは今治市公共施設予約システムで検索
(PC版)

<https://nelcs.ne.jp/Facilityrsv/3820200/>

(スマホ版)

<https://nelcs.ne.jp/Facilityrsv/Smartohone/3820200/>



二次元バーコード
(PC・スマホ)

※詳しくは裏面をご確認ください

【問い合わせ先】

今治市役所 港湾漁港課

TEL：0898-36-1545

具体的にどう変わるの??

★WEBシステムについて

Q.WEBシステム（今治市公共施設予約システム）とは？

- A. 既に稼働しているシステム（市内スポーツ施設等）で、パソコンやスマートフォンを使って、インターネットから施設の空き状況の確認や予約を行うことができます。
24時間利用可能です。
- ・予約（空き）状況の確認・・・利用者ID登録をしなくても利用できます
 - ・一般予約・抽選申込・・・利用者ID登録及び本人確認手続きが必要です

Q.登録するメリットはあるのか？

- A. 利用者ID登録することで、以下のようなメリットがあります。
- ①WEBシステム上で予約ができ、申請書を作成・提出する手間が省けます。
 - ②利用者ID登録しておくことで、抽選申込が可能となります。
- 定期的に利用される場合は、利用者ID登録をおすすめします。

Q.本人確認手続きについて

- A. 利用者ID登録する場合、本人確認手続きが必要となります。
本人確認書類（団体・法人の場合は代表者確認書類）を準備の上、市港湾漁港課窓口にて、手続きを行ってください

【本人確認書類】

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ①個人区分の方 | 本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等） |
| ②法人区分、団体区分の方 | 代表者本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等） |

★抽選・申し込みについて

Q.抽選申込、抽選日の時期について

- A. 毎月、以下の流れで抽選申込手続きを行います。
- ①抽選申込（期間）：1日～10日
 - ②抽選日：11日
 - ③当選者利用申込（申込確定手続き期間）：12日～18日
 - ④一般公開：19日
- ※抽選申込の対象月は、以下のとおりです。
- ・会議室、キッチンスタジオ：利用希望月の2か月前に抽選を実施（例：6月分の抽選は4月の①～④にて実施）
 - ・みなとホール：利用希望月の6か月前に抽選を実施（例：10月分の抽選は4月の①～④にて実施）

Q.抽選申込をご利用できる対象について

- A. 抽選申込は、「個人」「法人」「団体」のどの区分の方もご利用できます。
利用者IDをお持ちでない方は、抽選申込のご利用ができません。

Q.一般予約について

- A. 「WEB予約」または「申請書の提出による予約」
- 会議室、キッチンスタジオ
⇒利用月の2か月前の月の19日～利用日の8日前
 - みなとホール
⇒利用月の6か月前の月の19日～利用日の8日前
- ※どの施設も **利用日の7日前からは申請書での予約のみ**となります **(WEB予約不可)**。

★従来との変更点

Q.電話での仮予約制度について

- A. 新システム導入に伴い、電話での仮予約制度は廃止となります。
「WEB予約」か「申請書の受理」をもって、予約完了となります。

Q.キャンセル時の使用料負担について

- A. 令和4年4月1日以後の利用については、利用日の14日前～利用当日までにキャンセル手続きをした場合、（当初の）使用料全額を負担いただきます。
実際の使用の有無に関わらず、公平性の観点から、使用料をお支払いいただくこととなります。

Q.使用許可書について

- A. 令和4年4月1日より使用許可書の交付について、省略いたします。

★その他

Q.備品貸出について

- A. 備品の貸出をご希望の場合は、市港湾漁港課までお問い合わせください。
貸出可能な備品については、WEBシステムまたは市港湾漁港課HPにてご確認ください。

**ご不明な点がございましたら、今治市役所港湾漁港課まで
お気軽にご相談ください。**